

第2次

箱根町子ども読書活動推進計画



平成27年3月

箱根町教育委員会

目次

第1章 第2次箱根町子ども読書活動推進計画策定にあたって	1
1 子どもの読書活動の意義	1
2 計画策定の背景	1
(1) 国の動向	1
(2) 神奈川県動向	1
(3) 箱根町の動向	1
3 第1次計画の成果と課題	2
(1) 子どもが読書に親しむための環境づくり	2
(2) 子どもの読書活動への理解と関心の向上	3
(3) 子どもの読書活動を推進する体制の整備	4
第2章 第2次計画の基本的な考え方	6
1 基本方針	6
2 計画の位置づけ	6
3 計画の期間	6
第3章 第2次計画の具体的な取組	7
1 子どもが読書に親しむための環境づくり	7
(1) 幼児学園・保育園・幼稚園における取組	7
(2) 小学校・中学校における取組	7
(3) ボランティアにおける取組	7
(4) 社会教育センターにおける取組	8
2 子どもの読書活動への理解と関心の向上	8
(1) 幼児学園・保育園・幼稚園における取組	8
(2) 小学校・中学校における取組	8
(3) ボランティアにおける取組	8
(4) 社会教育センターにおける取組	8
3 子どもの読書活動を推進する体制の整備	9
参考資料	10
子どもの読書活動の推進に関する法律	10
第2次箱根町子ども読書活動推進計画策定委員会の設置及び運営に関する要綱	12
第2次箱根町子ども読書活動推進計画策定委員会委員名簿	14

第1章

第2次箱根町子ども読書活動推進計画策定にあたって

1 子どもの読書活動の意義

子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものです。

子どもが自発的な読書習慣を身に付け、読書体験を重ねていくことにより、未来をたくましく切り拓いていくことができるように、地域社会が連携・協力して、読書の機会や環境を整備し、子どもの読書活動を推進していくことが重要です。

2 計画策定の背景

(1) 国の動向

- 平成13年12月
「子どもの読書活動の推進に関する法律」の公布・施行
- 平成14年8月
「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定
- 平成20年3月
「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第二次）」を策定
- 平成25年5月
「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第三次）」を策定

(2) 神奈川県動向

- 平成16年1月
「かながわ読書のススメ～神奈川県子ども読書活動推進計画～」を策定
- 平成21年7月
「かながわ読書のススメ～第二次神奈川県子ども読書活動推進計画～」を策定
- 平成26年4月
「かながわ読書のススメ～第三次神奈川県子ども読書活動推進計画～」を策定

(3) 箱根町の動向

- 平成18年6月～19年3月
県の子どもの読書活動推進モデル地区に指定（イベントの実施等）
- 平成21年3月
「箱根町子ども読書活動推進計画（第1次）」を策定

3 第1次計画の成果と課題

箱根町では、平成21年3月に「箱根町子ども読書活動推進計画（第1次）」（以下「第1次計画」という。）を策定しました。第1次計画では、（1）子どもが読書に親しむための環境づくり、（2）子どもの読書活動への理解と関心の向上、（3）子どもの読書活動を推進する体制の整備、を基本方針として、平成21年度から平成25年度の5年間にわたり、家庭、各園・各学校、ボランティア、社会教育センター等において、さまざまな取組を行ってきました。また、平成25年度に「箱根町子ども読書活動推進計画検証委員会」を設置し、アンケート結果などを参考にして第1次計画の検証を行い、基本方針である3つの項目についての成果と課題を整理しました。第2次計画は、第1次計画の検証結果を踏まえた上で策定します。

（1）子どもが読書に親しむための環境づくり

【成果】

○ 家庭

各園・各学校において保護者へのはたらきかけを行った結果、家庭での「読み聞かせ」の頻度が増えました。また、家庭内で子どもたちが本を手に取りやすい環境を整える例も見られるようになりました。

その結果、家での読書時間が「0分」と回答した割合が減少し、高学年になるに従い読書時間が長くなる傾向が見られるようになりました。

○ 幼稚園・保育園

教職員による日常的な「読み聞かせ」や、ボランティア等による「おはなし会」の実施によって読書への興味・関心を高めるとともに、移動図書館の活用や、園内に図書コーナーや子どもの興味をひきだせるような絵本コーナーを設けて、園児が本を手に取りやすい環境づくりへの取組を行ったこともあり、1ヶ月の読書冊数が「0冊」と答える割合が減り、「10冊以上」と答える割合が増加しました。

○ 小学校・中学校

学校図書館の整備（書架の整理やラベル貼付、インテリアなど）や校内各所への図書コーナー設置、ブックバックの活用（読みかけの本を入れたバックを常に机に掛けておく）など、児童・生徒が本に親しみ、手に取りやすい環境づくりに努めました。また、「選書会」への児童・生徒の参加や、「読み聞かせ」・「朝読書」の実施など、読書への興味関心を高め、日ごろの読書習慣を身に付けさせる取組を行いました。その結果、1ヶ月の読書冊数が「0冊」だった児童・生徒の割合が減少し、読書冊数や移動図書館での児童書の貸出冊数などが増加しました。

さらに、支援を必要とする子どもたちに対しても、適切な図書の選定や、手すりの設置といったハード面での環境づくりにも努めました。

○ 社会教育センター

図書の購入にあたって、児童書の割合を増やす、児童・生徒や先生方の要望を反映させるなど、蔵書の充実に努めました。移動図書館「きつつき号」を更新して積載図書の冊数を増やしたり、さらに巡回ポイントの増設や、各園・各学校の協力を得て、社会教育センターに来ることが難

しい子どもたちにも図書室の図書が利用しやすいような取組を行いました。こうした取組により、移動図書館の利用冊数も増加傾向がみられるようになりました。

課 題

小学校・中学校や社会教育センターで計画していたブックリストの作成が実現できなかったこと、また学校図書館の地域開放についての情報が十分でなく、利用者が少数にとどまってしまったこと、さらに、施設・設備のバリアフリー化も一部の学校での取組のみに終わったことなど、十分な取組が実現できなかった、また十分な効果を挙げられなかった項目がありました。こうした点についての取組は今後の大きな課題として残りました。

一方、取組の進んだ項目についても、第1次計画の中では読書時間や読書冊数の増加、家庭での読み聞かせの頻度など、少しずつ成果はでてきたものの、その成果は必ずしも十分とは言えない状況です。それぞれの取組において、さらなる工夫や内容の充実が求められていくと考えられます。

また、アンケートの結果、新規購入本や推薦図書などの図書情報をもっと伝えてほしい、また学校図書館や社会教育センターの図書室にもっと蔵書を増やしてほしい、希望するジャンルの本を購入してほしい、貸出冊数や期間を増やしてほしいなどの要望が寄せられた外、移動図書館の利用方法を教えてほしいなどの意見もありました。読書に対する興味・関心の高まりと共に、こうした要望も増加しつつあります。今後、こうした要望にどのように答えていくかという点も、大きな課題となっています。

(2) 子どもの読書活動への理解と関心の向上

【成果】

○ 幼稚園・保育園

各園から保護者に対して「園だより」などを通じて読書の大切さを伝えたり、子どもの読書をテーマとした家庭教育講座の開催、絵本をクリスマスプレゼントとするなどの取組を行いました。

その結果、毎日「読み聞かせ」を行う家庭が増えたり、親子での「おはなし会」への参加も見られるようになるなど、子どもの読書活動に対する興味・関心や理解が深まった様子がうかがえます。また、教職員の間でも「箱根町幼児教育研究会読み聞かせ部会」での研究活動などが活発化しています。

○ 小学校・中学校

各学校において、「学校だより」等への啓発記事の掲載、読書週間には保護者へ子どもに薦める本の紹介を呼びかけるなどの取組を行いました。また、読書指導や子どもの読書活動等に関する研修会へ教職員が参加して、各学校の読書活動の推進に反映させています。

○ ボランティア・地域

ボランティアの間で、学校等での「読み聞かせ」で好評だった本、児童の反応などについて情報交換をし、活動内容の充実に向けた取組が行われています。またボランティア研修会への

参加や、教職員からブックトークやアニメーションの手法を学ぶなど、自己研さんに励んでいます。アンケート結果からも、特に保護者から、こうしたボランティアの活動に対するお礼や今後への期待が多数寄せられました。

○ 社会教育センター

「広報はこね」や「社会教育センターだより」等を通じて新着図書や移動図書館、行事等に関する情報を伝えたり、ギャラリーなどを活用したりサイクルフェアの開催など、読書活動の推進に向けた啓発を行うとともに、中学生ボランティアの受け入れにより、読書とはまた異なった体験を通して生徒たちに図書に対する興味・関心を高めるなどの取組などを行いました。

課 題

こうした活動により、保護者の間で子どもの読書活動に対する興味関心が高まりつつあります。また、保護者の間からは「どんな本を読ませればいいのか」「子どもが興味を持つのはどのような本なのか」など、図書や読書活動に対する情報を希望する意見も増えてきており、子どもたちに対する「読み聞かせ」や「おはなし会」の開催を望む声も高まってきています。一方で、まだこうした興味関心を寄せる保護者は一部にとどまっています。

より広く子どもの読書活動への理解や関心を高めていくためにも、今回実施できなかった社会教育センターの「図書室だより」をはじめとする情報発信のさらなる充実が必要となってきます。

(3) 子どもの読書活動を推進する体制の整備

【成果】

○ 保育園・幼稚園

「箱根町幼児教育研究会読み聞かせ部会」に所属する各園の教職員をはじめ、園全体、全教職員で子どもの読書活動の推進に取り組んでいます。小学校・中学校で活動している図書ボランティアや児童による「読み聞かせ」を、幼稚園・保育園でも実施するようになりました。また、「読み聞かせ部会」所属の教職員による「おはなし会」を社会教育センターで開催するようになりました。

○ 小学校・中学校

学校における読書活動の推進に向けた取組が計画的に進められ、「朝読書」の回数や時間の増加が見られるようになり、読書週間（月間）などを生かした企画も充実しつつあります。さらに図書委員や児童・生徒が幼稚園・保育園などで「読み聞かせ」を行うなど、園と学校の連携がこれまで以上に進みました。

○ ボランティア・地域

ボランティアと担当教職員の連携により、年間活動計画の作成や、それに基づく幼稚園・保育園や学校での「読み聞かせ」などの活動が活発化しつつあります。また学期ごとにボランティアと学校との連絡会を開催したり、学校図書館の環境整備に協力したりと、特に学校とボラン

ティアの連携が進みました。

○ 社会教育センター

移動図書館「きつつき号」の巡回にあたり、学校側でも「きつつき読書月間」を設けるなど、両者の連携によって児童・生徒の利用冊数の増加が見られました。また園・学校などで希望する図書も巡回の中で届けることも行われるようになり、社会教育センターの蔵書を、園・学校で活用する機会が増えました。

○ その他

小学校・中学校と社会教育センター間では「箱根子ども図書銀行」が設置されたことにより、それぞれの担当者同士による情報交換や、その結果新たな取組が見られるようになるなど、少しずつ成果が出てきています。

課 題

計画の中に盛り込まれた取組の中では、学校図書館への司書配置、社会教育センターからの協働体制に向けた働きかけなどが実現できなかった、あるいは十分な内容とならなかったことが今後の課題として残されました。

また、ボランティア活動についても、現状以上の活動の拡大がなかなか困難な状況であり、メンバーの新規参加、活動の定着・継続化に向けた取り組みも求められます。今後は保護者だけではなく、地域の方々への参加呼びかけが今後も必要と考えられます。さらに、地域ごとでは幼稚園・保育園、学校、ボランティアの連携が進んではいるものの、今後は、全体の連絡・調整を行い協同で事業を行うための組織づくりにむけた取組が求められると考えられます。



第2章

第2次計画の基本的な考え方

1 基本方針

第2次計画でも、第1次計画の基本的な考え方を踏襲し、次の3つを基本方針として子どもの読書活動の推進を目指します。

(1) 子どもが読書に親しむための環境づくり

子どもが、家庭・学校・地域等いろいろな場において、日常的に、読書に親しむ環境づくりに努めます。

(2) 子どもの読書活動への理解と関心の向上

子どもの読書活動への協力を得るために、保護者・教職員・地域・関係機関等に、様々な機会を通して啓発活動を行い、子どもの読書活動への理解を深め、関心を高めるよう努めます。

(3) 子どもの読書活動を推進する体制の整備

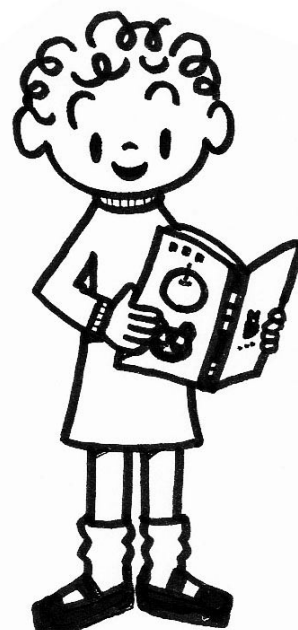
関係機関や団体等との連携や協力を強化し、計画を効果的に推進していくことに努めます。

2 計画の位置づけ

この計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」(平成13年12月)第9条第2項の規定に基づくものであり、国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(第三次計画)」(平成25年5月)及び「かながわ読書のススメ～第三次神奈川県子ども読書活動推進計画～」(平成26年4月)を基本とし策定するものです。

3 計画の期間

平成27年度から平成31年度までの5年間とします。



第3章

第2次計画の具体的な取組

1 子どもが読書に親しむための環境づくり

子どもたちが、読書の楽しさを知り、自ら読書に親しみ、読書の幅を広げ、読書習慣を身に付けていけるようにするためには、家庭、幼児学園・保育園・幼稚園、小学校・中学校、ボランティア、社会教育センターなどにおいて、地域の実情を十分に勘案した上で、子どもが読書に親しむ機会の提供に努めるとともに、施設・設備その他の諸条件の整備・充実に努めることが重要です。

(1) 幼児学園・保育園・幼稚園における取組

- ・ 幼児が絵本や物語に親しむことができるように、日常活動の中で「読み聞かせ」の時間を設けます。
- ・ ボランティア、小・中学校の児童・生徒による「読み聞かせ」や「おはなし会」の機会を設けます。
- ・ 各園の「絵本コーナー」の充実を図ります。
- ・ 家庭での「読み聞かせ」に活用できるように、幼児学園・保育園・幼稚園で絵本の貸出を行います。

(2) 小学校・中学校における取組

- ・ 「朝読書」や「読み聞かせ」時間の確保など、全校一斉の読書活動の実施に努めます。
- ・ 推薦図書コーナーの設置やおすすめ本リストの作成・配布に努めます。
- ・ 読書カード等の活用など、児童・生徒が互いに図書を紹介し合い、多くの本にふれる機会をつくれます。
- ・ 各教科等の学習活動に、学校図書館を活用します。
- ・ 支援を必要とする子どもたちの実態に即した読書指導の展開、環境の整備に努めます。
- ・ 図書委員会活動をはじめ、児童・生徒の自主的な読書活動を支援します。
- ・ 児童・生徒が、低学年児童・園児に「読み聞かせ」を行う、授業や集会活動等で、教職員や子どもたちによる「ブックトーク」を実践するなど、多様な読書機会の提供に努めます。
- ・ 学校図書館資料と施設の整備・充実に努めます。
- ・ 学校間の図書館資料の共同（相互）利用を進めます。
- ・ 自由に本を手にとることができる「図書コーナー」を、玄関や廊下等に設置します。
- ・ 家庭での読書習慣が定着するように、各学校で記録カード等を児童・生徒に配布し、家庭における読書時間を記録・把握するように努めます。

(3) ボランティアにおける取組

- ・ 幼児学園・保育園・幼稚園、小学校・中学校、社会教育センター等で「読み聞かせ」や「おはなし会」を行い、「ブックトーク」や「素話（ストーリーテリング）」も取り入れていこう努めます。

- ・ 幼児学園・保育園・幼稚園の「絵本コーナー」、学校図書館や校内の「図書コーナー」の整備・充実に協力します。

(4) 社会教育センターにおける取組

- ・ 公民館図書室資料と施設の整備・充実に努めます。
- ・ 移動図書館の運行を継続し、社会教育センターに来館することが難しい地域の子どもやその保護者への、図書館サービスの拡充に努めます。
- ・ 支援を必要とする子どもたちへの資料・施設の整備に努めます。
- ・ 幼児学園・保育園・幼稚園、小学校・中学校、図書ボランティアに、「読み聞かせ」や保育・授業等で必要な大型絵本や紙芝居、図書の団体貸出を行います。
- ・ 広報や図書室のホームページを活用して、新着図書や推薦図書などを紹介するほか、図書室や移動図書館の利用案内・利用方法の周知を図ります。
- ・ 対象・目的に合わせたブックリストの作成・配布に努めます。
- ・ 保護者と子どもが読書に親しむ機会を提供するために、社会教育センター等で「おはなし会」を開催します。

2 子どもの読書活動への理解と関心の向上

子どもたちの読書意欲を高め、自主的な読書習慣を身に付けていくためには、保護者や教職員など、子どもにとって身近な大人が読書活動に理解と関心を持つことが大切です。子どもの読書活動を推進する社会的機運を一層高めるため、読書活動の意義や重要性について広く普及啓発を図るよう努める必要があります。

(1) 幼児学園・保育園・幼稚園における取組

- ・ 乳幼児期における家庭での「読み聞かせ」等の大切さについて、園だよりの活用や家庭教育講座の開催などにより、保護者への啓発に努めます。
- ・ 教職員による、子どもの読書活動に関する研修会・講座への参加、研究活動を継続します。

(2) 小学校・中学校における取組

- ・ 保護者に対して、家庭における「読み聞かせ」や家庭での読書習慣を定着させることの重要性について、おたよりや講座等の機会を捉えて啓発・情報発信を行います。
- ・ 校内研修や読書指導に関する研究協議等により、教職員の意識の高揚と指導力の向上に努めます。

(3) ボランティアにおける取組

- ・ 子どもの読書活動に関する研修会・講座等へ参加します。

(4) 社会教育センターにおける取組

- ・ 広報「はこね」や社会教育センターだよりを活用し、啓発記事の掲載や、行事等の情報提供を行います。
- ・ 「子ども読書の日（4月23日）」や「読書週間（10月27日～11月9日）」などの機会に、

展示や行事を開催することにより、町民への啓発に努めます。

- ・ 「ブックスタート」において、絵本を介した親子のふれあいと「読み聞かせ」の大切さについて、保護者に伝えていきます。
- ・ 子どもの読書活動に関する研修会・講座等に職員が参加し、資質・能力の向上に努めます。

3 子どもの読書活動を推進する体制の整備

子どもの読書活動を推進していくためには、家庭、幼児学園・保育園・幼稚園、小学校・中学校、ボランティア、社会教育センターなどが、それぞれの役割を果たしながら、相互に連携・協力し、地域全体で取り組んでいくことが重要です。関係各機関の連携・協力体制の強化と整備に努める必要があります。

- ・ 本計画の進捗状況の確認と検証を行う組織を設置し、必要な見直しと改善についての協議や、子どもの読書推進に関わる意見や情報の交換を行います。
- ・ 箱根町幼児教育研究会読み聞かせ部会の活動を継続し、幼児学園・保育園・幼稚園、絵本（読書）が好きな子どもの育成を図ります。
- ・ 「箱根子ども図書銀行」の活動を継続し、学校間および学校と社会教育センターとの連携・協力を進めます。
- ・ 町立小・中学校の学校図書館へ専門的知識を有する人材を巡回配置し、機能強化や利用促進を図ります。
- ・ 司書教諭や学校図書館担当職員を中心として、共通理解を図り、すべての教職員が連携し、PTAを含め、学校全体で子どもの読書活動を推進していきます。
- ・ 図書ボランティアへの参加者を、保護者や地域に呼びかけます。
- ・ 図書ボランティア連絡会等を設置し、研修会の開催・情報交換等によりボランティア間およびボランティアと社会教育センターとの連携を強化します。



(参考資料)

○子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成十三年十二月十二日)

(法律第百五十四号)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども(おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、

これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。
(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

○衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 1 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 2 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 3 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 4 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 5 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 6 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日の主旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。



第2次箱根町子ども読書活動推進計画策定委員会の設置及び運営に関する要綱

(趣旨)

第1条 箱根町における子どもの読書活動を推進するため、第2次箱根町子ども読書活動推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その組織・運営等について必要な事項を定める。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について検討する。

- (1) 「第2次箱根町子ども読書活動推進計画」（以下「計画」という。）の策定に関すること。
- (2) その他、子どもの読書活動の推進に関すること。

(構成)

第3条 委員会は、委員9名以内とし、別表第1に掲げる者で構成する。

2 委員会は、計画の確定・公表をもって解散する。

3 構成員の任期は、委員会の解散日までとする。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 委員会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、会長が招集し、その議長となる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、教育委員会生涯学習課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成26年6月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

読書に関するボランティア又はサークルの代表 公募委員 小学校・中学校の教職員 幼稚園・保育園の教職員 生涯学習を担当する職員（教育委員会生涯学習課）
--

第2次箱根町子ども読書活動推進計画策定委員会委員名簿

氏名	所属等	要綱第3条関係
伊東 タツ子 (会長)	湯本小学校ボランティア	読書に関するボランティア又はサークルの代表
小川 晃司 (副会長)	〃	〃
金指 和子	〃	〃
斉藤 芳子	箱根の森小学校ボランティア	〃
渡辺 絵麻	仙石原小学校ボランティア	〃
松岡 美詠子	箱根中学校ボランティア	〃
橋本 整和	仙石原小学校 (校長)	小学校・中学校の教職員 (子ども図書銀行運営委員長)
北川 美穂	宮城野保育園 (主査)	幼稚園・保育園の教職員 (箱根町幼児教育研究会読み聞かせ部会代表者)
大和田 公一	生涯学習課 (生涯学習課長)	生涯学習を担当する職員 (教育委員会生涯学習課)
鍵和田 和巳	生涯学習課 (社会教育センター館長)	事務局
加藤 和子	〃 (社会教育センター担当者)	〃

第2次箱根町子ども読書活動推進計画

平成27年3月

発行 箱根町教育委員会

〒250-0311 神奈川県足柄下郡箱根町湯本266

電話 0460-85-7601